

「健康しが」共創会議開催運営・活動創出支援事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「健康しが」共創会議開催運営・活動創出支援事業委託の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「健康しが」共創会議開催運営・活動創出支援事業委託業務

(2) 業務の内容

別紙「『健康しが』共創会議開催運営・活動創出支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

委託契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

3 予定価格

3,000,000円（消費税および地方消費税（税率10%）を含む。）

4 参加資格

以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等にかかる競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

大分類 「役務」

中分類 「イベント」、「広告」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、物品・役務電子調達システムまたは、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

5 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、8に示す提出期限までに提出すること。ただし、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書（別添様式第1号） 1部

(2) 企画提案書 正1部 副3部

企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

1) 形式・装丁

- ・ 企画提案書等の形式はA4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。
- ・ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて15頁以内とする。（表紙は除く。）
- ・ ページ番号を付与すること。

2) 記載内容

作成にあたっては、仕様書に記載している条件を満たし、かつ以下の点について本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

- ・ 企画提案の骨子
- ・ 企画提案の具体的な内容（仕様書の「5 委託業務の内容」に沿って以下の内容を記載すること。）
 - 「健康しが」共創会議の開催運営手法にかかる具体的な提案
 - ワーキングチームのテーマの収集方法
 - 「健康しが」の取組を紹介する動画のイメージ
 - 連携事例の掘り起こしの方法および事例紹介チラシの案
 - 共創会議の既参画団体に対して会議への参加を促す手法
 - 共創会議の参画団体を増やすための自社の強みを生かした取組
 - 業務実施スケジュール
 - 業務実施体制（業務を遂行するにあたっての責任体制、連絡窓口等について記載すること。）
 - 業務実施のための自社および県の役割分担
 - その他、本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取組について簡潔に明記すること。

(3) 概算見積書 正1部 副3部

業務の着手から完了までにかかる経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税（税率10%）を記載し、その税額を明記すること。

(4) 事業者概要 正1部 副3部

事業者の業務概要について説明した資料。なお、本業務に類似した業務を実施した実績があれば、実施時期、実施内容等について明記すること。

(5) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合、各1部）

- 1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録証（滋賀県発行）の写し
- 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- 3) 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- 4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- 5) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- 6) 「しが障害者施設応援企業」の認定通知書（滋賀県発行）の写し
- 7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- 8) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証通知（滋賀県発行）の写し
- 9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- 10) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 説明会

説明会については開催しない。

7 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問方法

別添様式第2号の「質問票」により、ファックスまたは電子メールで、「13 問

い合わせ先」に示す場所に提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問受付期限

令和6年(2024年)4月24日(水) 17時まで

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、令和6年(2024年)4月30日(火)を目途に、滋賀県ホームページに掲載する。

掲載場所

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 健康 > 用途 > お知らせ・注意

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/>

8 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年(2024年)5月13日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出場所および提出方法

「13 問い合わせ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土曜日および日曜日、祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とすること。

9 契約予定者の選定

提出のあった企画提案書等について、資格審査およびプレゼンテーション審査において、健康医療福祉部 健康しが推進課 共創推進係(以下、事務局と言う。)が設定した評価項目により、公正かつ厳正に審査会を実施し、契約予定者を1名選定する。

(1) 資格審査

提出されたすべての提案について、4に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が3事業者を超える場合は、審査員3名により、書類審査し、点数の高い順に3事業者までをプレゼンテーション審査参加候補事業者とする。

(2) プレゼンテーション審査

審査員は健康しが推進課および関係する所属の職員3名とし、下記評価項目について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、下記表1の重みづけを乗じ、点数をつける。

5：特に優れている	4：優れている	3：良い	2：可	1：不適格
-----------	---------	------	-----	-------

県内に本店を有する事業者および社会政策推進関係の取組についてはそれぞれの取組ごとに、全審査員の合計点数に2点を加点するものとする。(下表2)

審査員の採点および上記加点分を集計し、最も総合点数の高い者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点数が満点の5割未満の場合は、契約予定者とならないものとする。

表1：評価項目、重みづけおよび評価点

評価項目	重みづけ	評価点(満点)
1 ワーキングチームのテーマの収集方法が効率的かつ具体的か	× 4	20点
2 「健康しが」の取組を紹介する動画が県民に伝わりやすいものとなっているか	× 4	20点
3 連携事例の掘り起こしの手法が効率的かつ具体的で、チラシが分かりやすいか	× 4	20点
4 自社の強みを生かした提案があるか	× 4	20点
5 業務遂行のためのスケジュールが具体的かつ実現可能で、事業実施のための自社での体制および県との役割分担が明確か	× 2	10点
6 概算価格は妥当であるか	× 2	10点
合 計		100点

表2：社会政策推進関係等(全審査員の評価点を集計後、下記の点数を加点する。)

1 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	各2点
2 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	
3 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	
4 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適	

合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	
5 「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
6 県内に本店を有する事業者	

(3) プレゼンテーション審査会の日時

令和6年（2024年）5月22日（水）を予定している。

プレゼンテーションの時間、場所等は別途通知する。

(4) 審査結果の通知

提案者全員に文書で通知する。

(5) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、審査結果の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く。）に、書面（任意様式）により不採用の理由に関して説明を求められることができる。

説明をを求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く。）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

10 契約相手方の決定

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、事務局と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

11 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 県が必要と認めたときは、委託料の全部もしくは一部について概算払いすることができる。

13 問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 健康しが推進課 共創推進係（担当：村木）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3657 ファックス：077-528-4857

E-Mail：kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp